

えがお 愛と笑顔あふれる愛媛を目指して!

愛顔のえひめ

愛媛県民だより
 編集/愛媛県企画振興部広報広聴課
 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 TEL:089-912-2241

November
 月号
 第208号
 2013年11月3日発行
 (12月号は12/1(日)発行)

愛媛県
 点字版・音声版も作成して
 います。ご希望の方は、広報広聴
 課までお問い合わせください。
 URL ホームページでも
 ご覧になれます
<http://www.pref.ehime.jp/>

12月号は12月1日(日)発行です!

県政広報テレビ番組
 放送時間のご案内
 南海放送

愛顔のえひめ
 いいえひめ! 行って来うかい!
 愛顔のえひめ

●毎週木曜日21:54~22:00
 ●(再)毎週日曜日12:50~12:55 ●毎月最終土曜日20:54~21:00

みきゃんの応援を
 お願いします!

「ゆるキャラグランプリ2013」に
 みきゃんがエントリー!

クラブ
 新挑戦!
 がんばるけん!!

投票は11/8(金)まで
 投票はこちらから
<http://www.yurugp.jp>
 パソコンや携帯電話から、1日1回投票できます。

みきゃんの活動の様子はHPに掲載しています
 みきゃん 検索
 Facebookでも情報発信中! → <https://www.facebook.com/micanehime>

11月は児童虐待防止推進月間です。

「虐待かも…」あなたが気づけば
 あの子どもが愛顔に。愛媛も元気に!

最近、近所から怒鳴り声と子どもの泣き声が聞こえる…なんてことはありませんか?
 「もしかしたら虐待では?」と思ったら、今すぐ身近な市町機関や児童相談所に相談を!
 あなたのひとりで、地域の大切な子どもが救われます。

「愛顔のえひめ」の発行日が変わりました!

気づいてあげて!

子どもからのサイン

- 不自然なあざ・やけど・打撲がある
- 極端に痩せているなど栄養失調状態が見受けられる
- 衣服やからだ(髪や手足等)が不潔な状態である
- 無表情、大人を見るとおびえる
- 落ち着きがなく、乱暴な行為が目立つ

保護者からのサイン

- 子どもの健康や安全への配慮がなされていない
- 衣類、寝具が不衛生な状態である
- 乳幼児を家に置いたまま、よく外出する
- いつもイライラして、子どもにあたる
- 地域との交流がなく、孤立している

オレンジリボンには、子どもに対する虐待を防止するというメッセージが込められています

「しつけ」と「虐待」の違い

しつけ
 子どもが気持ちや行動を自分でコントロールできるように、大人は一貫性をもち、感情的にならず、子どもが理解できる言葉で接する必要があります。

子どもへの虐待
 保護者が18歳に満たない子どもについて行う行為で、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長を損なう場合をいい、生命に危険のある暴行などに限らず、子どもに対する不適切な関わりはすべて含まれます。

「しつけ」と「虐待」の判断に迷って児童相談所等へ通告できない、という人は多いですが…
虐待は保護者の意図に関わらず、子どもの立場から判断します。子どもにとって有害な行為は虐待です。

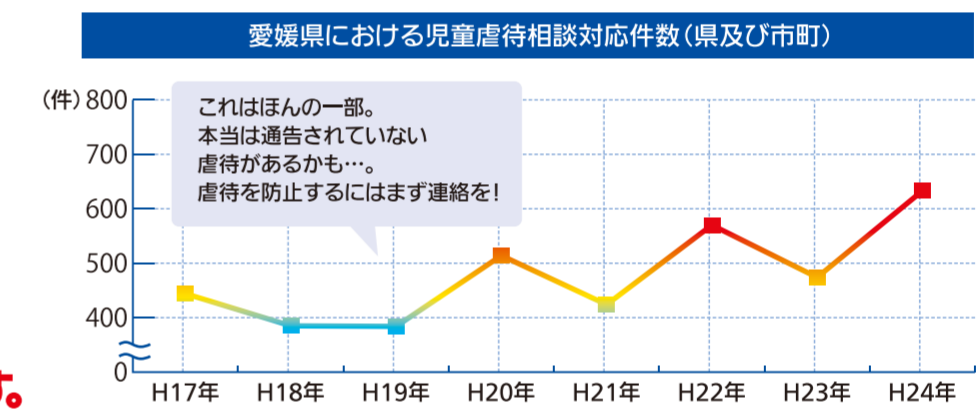
身体的虐待	首をしめる、殴る、ける、熱湯をかける、投げ落とす、溺れさせる、タバコの火を押しつける、冬戸外に締め出す、縄などで身体を拘束する など
性的虐待	子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、裸の撮影を強要する など
ネグレクト 養育の拒否・怠慢	子どもの意に反して登校させない、病気やケガをしても適切な処置をしない、乳幼児を家に残したまま外出する、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない、乳幼児を車内に放置する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、保護者以外の同居人による身体的虐待・性的虐待および心理的虐待を放置する など
心理的虐待	言葉による脅し、脅迫、極端に無視する、拒絶する、きょうだい間で著しい差別をする、子どもの前でDV行為を行う など

「近所のあの子ども、虐待かも?」と思ったら、まず連絡を!

虐待に気づいても「間違いかもしいない」「表沙汰にたくない、後々面倒になるのでは」と、そのままにしてしまうと事態をさらに悪化させてしまいます。大人には子どもを守る義務があり、通告は国民の義務です!
 虐待を疑ったり、発見したりしたときは、最寄りの市町児童福祉担当課や児童相談所などに連絡・相談をお願いします。

- 通告した方の秘密は堅く守られます。また匿名でもかまいません。
- 虐待でなかったとしても、刑事上・民事上の責任は問われません。
- 医療関係者等が、職務上知った虐待の事実を通告しても守秘義務違反になりません。

手遅れになる前に、ためらわず通告することが大切です。



児童虐待は、孤立した子育ての中で起こりがちです。虐待する保護者には支援の手が必要で、虐待が疑われたら通告していただくことが、子どもと保護者を救うことにつながります。子どもたちの愛顔を失わせない力は、私たちみんなの気づきにかかっています。

県南予児童相談所長 森岡 利勝

児童相談所全国共通ダイヤル
0570-064-000 (24時間受付)
 最寄りの児童相談所につながります。

※携帯電話からの場合、管轄する児童相談所を特定するため、お住まいの地域の郵便番号を押していただきます。
 ※PHS、一部のIP電話からは利用できません。
 ※一部、通話回線の事情で利用できない地域があります。

市町名	児童福祉担当課又は福祉事務所	地域を担当する児童相談所
松山市	089-943-3200	中央児童相談所 089-922-5040
今治市	0898-36-1529	
八幡浜市	0894-24-6626	
大洲市	0893-24-2111	
伊予市	089-982-1111	
東温市	089-964-4406	
上島町	0897-77-2503	
久万高原町	0892-21-1111	
松前町	089-985-4114	
砥部町	089-962-6299	
内子町	0893-44-2111	
伊方町	0894-38-0217	東予児童相談所 0897-43-3000
新居浜市	0897-65-1242	
西条市	0897-52-1370	
四国中央市	0896-28-6027	
宇和島市	0895-24-1111	南予児童相談所 0895-22-1245
西予市	0894-62-1350	
松野町	0895-42-1113	
鬼北町	0895-45-1111	
愛南町	0895-72-1212	

相談できるって心強いね!